

茨木市山地部中学校通学用バス運行事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、茨木市立北辰中学校の統廃合に伴い、茨木市立北陵中学校（以下「北陵中学校」という。）又は茨木市立彩都西中学校（以下「彩都西中学校」という。）に通学することとなった区域に、茨木市山地部中学校通学用バス（以下「通学用バス」という。）を運行することにより、通学時間の短縮を図るとともに、生徒の通学の安全を確保し、もって義務教育の円滑な推進に資することを目的とする。

（バスの運行）

第2 通学用バスの経路は、教育委員会が別に定める。

2 通学用バスの運行日は、北陵中学校又は彩都西中学校の教育課程に位置づけられた授業実施日及びクラブ活動実施日とし、運行時間は、授業の時間割等を勘案し、教育委員会が別に定める。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、通学用バスの運行を中止し、又は臨時に運行することができる。

（利用対象）

第3 通学用バスの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する生徒とする。

- (1) 茨木市立忍頂寺小学校の校区内に居住し、かつ、北陵中学校に通学する生徒
- (2) 茨木市立清溪小学校の校区内に居住し、かつ、彩都西中学校に通学する生徒
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当する生徒であって、教育委員会が通学用バスを利用する特別の事情があると認めた生徒

ア 茨木市立忍頂寺小学校の校区内に居住し、かつ、彩都西中学校に通学する生徒

イ 茨木市立清溪小学校の校区内に居住し、かつ、北陵中学校に通学する生徒

（通学用バスの利用申請）

第4 通学用バスを利用しようとする生徒の保護者は、通学用バス利用申請書（様式第1号）を指定された期日までに教育委員会に提出しなければならない。

（通学用バスの利用決定）

第5 教育委員会は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて通学用バスの利用を決定し、申請者に対し通学用バス利用決定通知書（様式第2号）により通知し、通学バス利用証（様式第3号）を発行するものとする。

（実費徴収金）

第6 通学用バスを利用する生徒の保護者は、利用に係る実費徴収金として、1学期

分（４月分から７月分まで）として８,０００円を、２学期分（８月分から１２月分まで）として１０,０００円を、３学期分（翌年１月分から３月分まで）として６,０００円を納付しなければならない。ただし、学期途中から利用を開始又は中止するときは、学期分を月割りとし、開始又は中止の日の属する月を含む利用月数分を支払うものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、茨木市就学援助要綱（平成２９年６月２９日実施）第６の規定に基づき就学援助費の支給を受けている者は、実費徴収金の納付を免除する。
（実費徴収金の納付時期）

第７ 第６に定める実費徴収金は、１学期分を４月２０日までに、２学期分を９月２０日までに、３学期分を翌年の１月２０日までに納付しなければならない。ただし、茨木市就学援助要綱第８の規定に基づき就学援助費を申請した者に係る実費徴収金の納付時期は、教育委員会が別に定める。
（実費徴収金の還付）

第８ 既納の実費徴収金は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。
（通学用バス利用の中止）

第９ 通学用バスを利用する生徒の保護者は、当該バスの利用を中止する場合は、利用中止日の前日までに通学用バス利用中止届出書（様式第４号）により教育委員会に届け出なければならない。

２ 通学用バスの利用を中止したときは、速やかに通学バス利用証（様式第３号）を教育委員会へ返却しなければならない。
（通学用バスの利用の取消し等）

第１０ 教育委員会は、通学用バスの利用の決定を受ける者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定をしない、若しくは取り消すことができる。

- （１）この要綱に違反したとき。
- （２）虚偽その他不正な行為により決定を受け、又は受けようとしたとき。
- （３）その他教育委員会が不相当と認めたとき。

（教育委員会の指示）

第１１ 教育委員会は、通学用バスの利用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

附 則

（実施期日）

１ この要綱は、令和３年６月１日から実施する。

（経過措置）

２ この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これらを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和５年２月28日から実施する。

様式第 1 号

年 月 日

(申請先) 茨木市教育委員会

保護者
住 所
氏 名 ,
(自署の場合は押印不要)

茨木市山地部中学校通学用バス利用申請書

茨木市山地部中学校通学用バスの利用について次のとおり申請します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日までの間で茨木市山地部中学校通学用バスが運行しているとき。

2 利用する生徒

() 学年 氏名 ()

() 学年 氏名 ()

3 利用バス停名

4 申請理由 (茨木市山地部中学校通学用バス運行事業実施要綱第 3 第 3 号に掲げる者に限る。)

同 意 書

茨木市山地部中学校通学用バス実費徴収のため、就学援助費に係る関係書類を確認することに同意します。

年 月 日

(提出先) 茨木市教育委員会

住 所

保護者氏名

印

(自署の場合は押印不要)

様式第2号

茨木市教育委員会指令 第 号

保護者
住 所
氏 名 様

茨木市山地部中学校通学用バス利用決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市山地部中学校通学用バスの利用について次のとおり決定したので通知します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日までの間で茨木市山地部中学校通学用バスが運行しているとき。

2 利用する生徒

() 学年 氏名 ()

年 月 日

茨木市教育委員会



(注) 利用に係る実費費用として、1学期分(8,000円)を4月20日までに、2学期分(10,000円)を9月20日までに、3学期分(6,000円)を翌年の1月20日までに納めてください。

様式第3号

年度

茨木市山地部中学校通学用バス利用証

写 真

生徒氏名

生年月日

年 月 日

学 校 名

中学校 年

上記の者については、茨木市山地部中学校通学用バスの利用を許可します。

年 月 日

茨木市教育委員会

印

(注意事項)

- 1 通学用バス乗車時には、必ずこの利用証を携帯してください。
- 2 通学用バス停車場所以外では、乗降車できません。
- 3 乗降車は、迅速に行ってください。
- 4 通学用バスの中で飲食をしてはいけません。
- 5 車内では、みだりに大きな声を出したり騒いだりしてはいけません。
- 6 走行中は、立ち上がったり、席を移動したりしてはいけません。
- 7 乗車中は、必ずシートベルトを着用してください。
- 8 乗務員の指示にしたがってください。運行に支障のある行為があった場合は、即時下車させることがあります。

様式第4号

年 月 日

(届出先) 茨木市教育委員会

保護者

住 所

氏 名

⑩

(自署の場合は押印不要)

茨木市山地部中学校通学用バス利用中止届出書

茨木市山地部中学校通学用バスの利用について次のとおり中止したいので届け
出ます。

1 利用中止日

年 月 日

2 利用中止する生徒

() 学年 氏名 ()